岡公共第３３９号
岡教互第１２３号
令和４年８月１９日

所属所長　　殿

公立学校共済組合岡山支部長
一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長

非常勤（短時間勤務）職員等の共済組合・互助組合制度適用について（通知）

地方公務員等共済組合法施行令の一部が改正され、令和４年１０月から非常勤（短時間勤務）職員等の共済組合の適用については別紙１のとおりとなります。

なお、令和４年１０月から非常勤（短時間勤務）職員等の共済組合と互助組合の各種制度の適用については、別紙２を参照願います。

記

１　改正内容

（１）組合員の範囲及び経過措置・・・・・・別紙１「組合員の範囲及び経過措置」参照

（２）任用区分別の適用事業・・・・・・・・別紙２「任用区分別の適用事業一覧表」参照

２　施行日

令和４年１０月１日

３　諸手続（加入脱退等）について

（１）施行日に「短期組合員」となる者(別紙２　No.4-1、6～9 に該当する者)

給与支給機関から受領した対象者データに基づき、当組合にて、「手続書類（資格取得届等)」及び「組合員証」を作成し、所属所長あてに　令和４年１０月中旬　発送予定です。所属所においては、受領後、手続書類の整備並びに組合員証を対象者へ交付してください（別紙３「施行日に新たに加入する短期組合員に係る手続及び組合員証の交付」を参照)。

また、被扶養者の要件を備える者がおり、認定を希望する場合は、被扶養者の申告が必要です。被扶養者申告書と必要書類（前保険証の写しでの代用不可）を提出してください。

（２）施行日に「一般組合員」から「短期組合員」へ切り替わる者(別紙２　No.4-2 に該当する者)

当組合への手続の有無については、現在、未確定なため、確定次第、対象者のいる所属所長あてに別途、通知します。

－ 問い合わせ先 －
岡山県教育庁福利課給付班
TEL：０８６－２２６－７６０６

別紙１

組合員の範囲及び経過措置

１　組合員となる職員の範囲

常時勤務に服することを要しない地方公務員で職員に含まれる者に次の者（2 月以内の期間を定めて使用されるものであって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものを除く。）が追加される。

① 会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）【別紙２　No5,6,9】

総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務することを要することとされている者

② 短時間勤務の職（パートタイム）　任期付短時間職員・再任用短時間職員【別紙２　No 7,8】

・１週間の所定労働時間及び１月間の所定労働日数が常勤職員の４分の３以上である者

・１週間の所定労働時間又は１月間の所定労働日数が常勤職員の４分の３未満である者で、かつ、次のイからハまでのすべてを満たす者

イ　１週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

ロ　報酬の月額が 88,000 円以上であること

ハ　学生でないこと

２　組合員資格の適用除外となるもの【別紙２　No 10】

常時勤務に服することを要する地方公務員で臨時に使用される次の者で 2 月以内の期間を定めて使用されるものであって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものは適用除外となる

・地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項又は第 4 項の規定により臨時的に任用された者

・地方公務員法第 26 条の 6 第 7 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定その他主務省令で定める規定により常時勤務を要する職に臨時的に任用された者

・地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定その他主務省令で定める規定により採用された者

３　短期組合員（長期給付が適用除外）となる者

地方公務員等共済組合法における長期給付（厚生年金保険給付及び退職等年金給付）は次の者には適用しない。

① 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもので次の者【別紙２　No 6,7,8,9】

・上記１の①の者（常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により，勤務を要しないこととされ，又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて 12 月を超えるに至った者で，その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者を除く。）。

・上記１の②の者

② 臨時に使用される職員その他の政令で定める職員で次の者【別紙２　No 4-1,4-2】

・地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項又は第 4 項の規定により臨時的に任用された者
・地方公務員法第 26 条の 6 第 7 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定その他主務省令で定める規定により臨時的に任用された者

4　経過措置

①　改正により短期組合員となった者の、出産費、傷病手当金、出産手当金の退職後の支給要件又は任意継続組合員の資格要件の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった間、組合員であったものとみなす。

②　施行日前に組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き当該組合員の資格を有する者（地方公共団体等に所属している 2 月以内の期間を定めて使用されるものであって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないものに限る。）については、施行日以降引き続き施行日において所属していた地方公共団体等に所属している間は、上記３の適用はしない。

5　互助組合の適用

互助組合会員のうち短時間勤務の者に係る掛金等の取扱いについては、令和４年５月２７日付、岡教互第７７号の通知を参照願います。

別紙２　任用区分別の適用事業一覧表

一般：一般組合員　短時間：互助組合の会員のうち　社保：協会けんぽ
短期：短期組合員　短時間勤務の者　国保等：国民健康保険又は被扶養者

No	任用区分	採用日	主な職種の例	適用保険			互助組合の適用 ※２	被扶養者の認定	医療・休業給付	年金給付	保健事業文化厚生	積立預金	団体保険	貸付		退職互助
				R4. 4. 1～	R4. 10. 1～	R5. 4. 1～		共済	共済・互助	共済	共済・互助	互助	互助	共済	互助	互助
1	任期の定めのない常勤職員			一般	一般	一般	会員	○	○	○	○ ※４	○	○	○	○	○
2	任期付職員		育代・産代	一般	一般	一般	会員	○	○	○	○ ※４	○	○	△ ※５	－	－
3	再任用職員			一般	一般	一般	会員	○	○	○	○ ※４	○	○	△ ※５	－	－
4-1	臨時的任用職員	R4. 10. 1～	講師 事務（期付）	－	短期	短期	会員	○	○	－ ※３	○ ※４	○	○	△ ※５	－	－
4-2		～R4. 9. 30		一般	短期	短期	会員	○	○	－ ※３	○ ※４	○	○	△ ※５	－	－
5	会計年度任用職員２年目	R3. 4. 1	臨時職員（事務員）	一般	一般	一般	会員	○	○	○	○ ※４	○	○	△ ※５	－	－
6	会計年度任用職員１年目	R4. 4. 1		社保	短期	一般	会員	○	○	－ ※３	○ ※４	○	○	△ ※５	－	－
		R4. 10. 1～		－	短期	短期	会員	○	○	－ ※３	○ ※４	○	○	△ ※５	－	－
7	任期付短時間職員	R4. 4. 1	育短代	社保	短期	短期	短時間	○	○	－ ※３	○ ※４	－	－	△ ※５	－	－
		R4. 10. 1～		－	短期	短期	短時間	○	○	－ ※３	○ ※４	－	－	△ ※５	－	－
8	再任用短時間職員	R4. 4. 1		社保	短期	短期	短時間	○	○	－ ※３	○ ※４	－	－	△ ※５	－	－
		R4. 10. 1～		－	短期	短期	短時間	○	○	－ ※３	○ ※４	－	－	△ ※５	－	－
9	会計年度任用職員（パートタイム）	R4. 4. 1	非常勤職員	社保	短期	短期	短時間	○	○	－ ※３	○ ※４	－	－	△ ※５	－	－
		R4. 10. 1～		－	短期	短期	短時間	○	○	－ ※３	○ ※４	－	－	△ ※５	－	－
10	上記以外の非常勤職員（※１）		非常勤職員	国保等	国保等	国保等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※１　No. 2～9の職員のうち、勤務時間が週20時間未満または雇用期間が２ヶ月以内と定められており、雇用の延長が見込まれない場合は、組合員資格を取得しません。
※２　互助組合の短時間会員の一般掛金は定額800円/月、特別掛金は対象外となります。
※３　短期組合員は第１号厚生年金（日本年金機構）の適用となります。
※４　利用日や申込締切日時点で有資格であること等の条件があります。

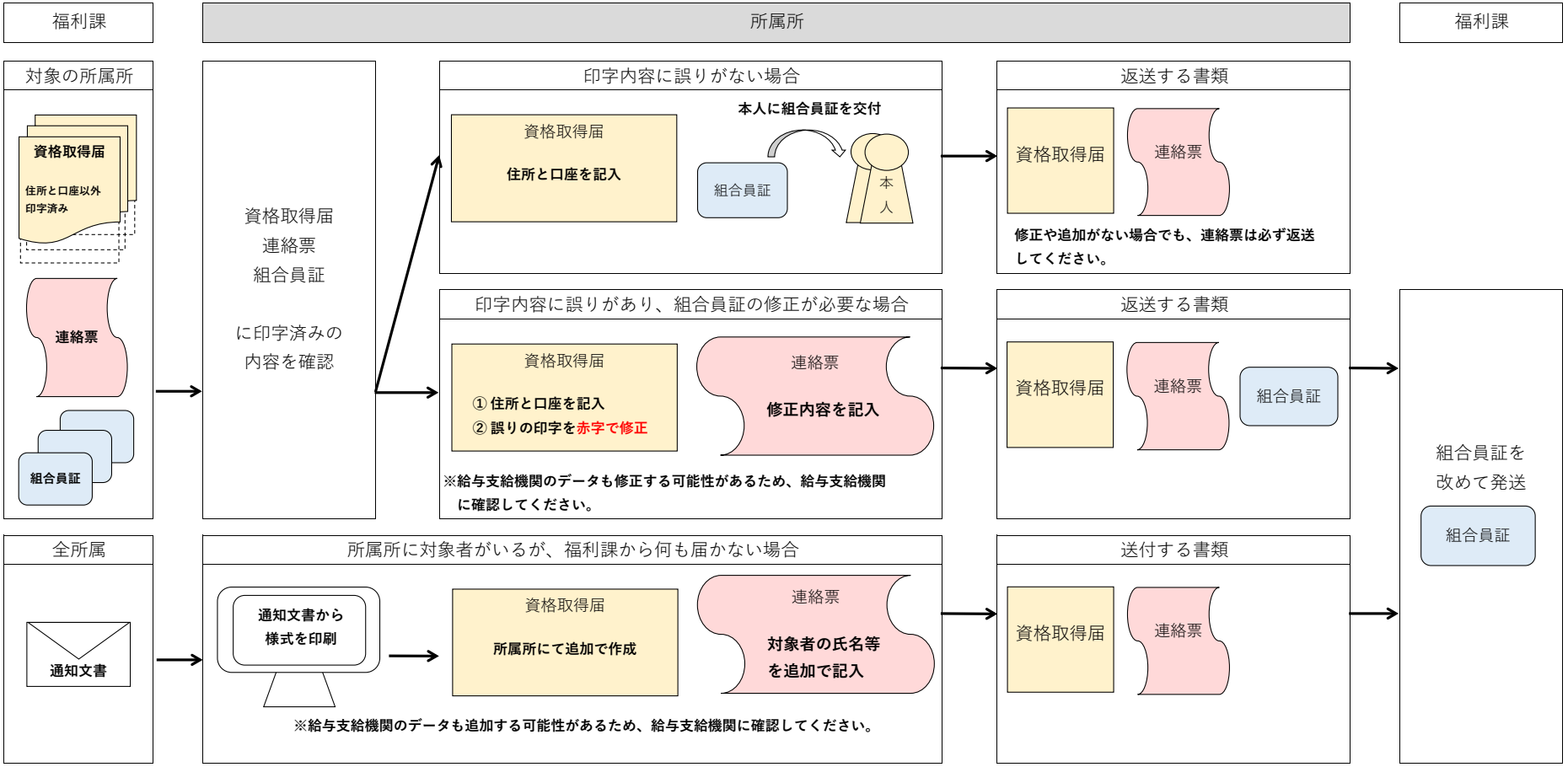
利用日時点で有資格	リフレッシュ助成・元気回復助成・まきび補助事業・相談事業
申込締切日時点で有資格	各種セミナー・文化チケット・器官別健診
4月1日時点・受診日時点の両方で有資格	人間ドック

←注意　年度途中で加入する組合員はその年度に実施する人間ドックの対象外です。

※５　特別貸付のみ対象となります。

別紙３　施行日に新たに加入する短期組合員に係る手続及び組合員証の交付

施行日に新たに加入する短期組合員については、給与支給機関から受領した対象者データにより「手続書類（資格取得届等）」及び「組合員証」を作成し、所属所長あてに送付する予定です。



■ 注意　手続き方法は変更となる可能性がありますのであらかじめご承知おきください。